

なとりのすいどう

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80 名取市水道事業所水道総務係 電話 022-724-7136

令和6年2月号

名取市ホームページ <https://www.city.natori.miyagi.jp> 水道事業所X(旧Twitter) @natori_suidou

漏水していないか確認をしましょう

漏水を放っておくと、だんだんと漏水の量が増え、料金負担も増えていきます。

宅内の蛇口を全部閉めて水道メーターを確認してみましょう。もし、メーターのパイロットが少しでも回っているときは、どこかで漏水しているかもしれません。

毎月の「ご使用量のお知らせ」をチェックして、「最近水道の使用水量が増えてきたな」と感じたら、メーターのパイロットを確認してみましょう。パイロットが動いていなければ漏水ではありません。

もし漏水を発見した場合は、名取市に登録している「指定給水装置工事事業者」に修理を依頼してください。

※水道の工事や修繕は、名取市指定給水装置工事事業者が行います。それ以外の業者は施工出来ません。

※地下漏水で水道使用量が多くなった分は、水道料金等減免申請により、審査結果で使用水量を減量できる場合があります。なお、申請には「修繕証明書」の添付が必要となり、未指定事業者が施工した修繕証明書では受付できませんのでご注意ください。

※宅内の水道管や貯水槽の修理は利用者の負担となります。漏水をそのままにしておくと水道料金や修理費用もかさんでいきますので、見つけた場合は早めに修理しましょう。

羽根車式水道メーター



パイロット
(水が出ていると回転する)

訪問販売や点検商法などの悪質商法にご注意ください

令和6年能登半島地震におきまして、お亡くなりになられた方々およびご遺族の皆様に対し、深くお悔やみを申し上げますとともに、被害にあわれた皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

このような大規模災害の後には、それに便乗した悪質商法等のトラブルが増加する傾向にあります。悪質商法は、災害発生地域だけが狙われるとは限りません。

水道事業所の職員を装ったり、公的機関のような事業者名を名乗るなどして浄水器を売りつけたり、器具の点検や水質検査の名目で代金を請求したりする悪質な商法が増えています。

水道事業所から皆さんのお宅に伺うのは、毎月のメーター検針業務のほかに、定期的なメーター交換や漏水調査などがありますが、いずれも料金を請求するようなことはありません。

また、令和5年10月上旬から令和6年3月中旬にかけては水道メーターの交換、令和5年10月上旬から令和6年2月下旬にかけては、漏水調査の時期と重なっていますので、特に注意が必要です。

水道の工事や修繕は、名取市指定給水装置工事事業者が行います。それ以外の業者は行うことができません。おかしいと感じたら、身分証明書の提示を求め「どこの会社の誰なのか」を確認してください。すぐに契約せず、複数社から見積もりを取り、十分に検討するようにしましょう。不審に思われたときは、水道事業所にお問い合わせください。

